

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び春日部市市営住宅条例の一部を改正する条例

目次

第1章 厚生福祉（第1条）

第2章 建設（第2条）

附則

第1章 厚生福祉

（春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（定義） 第2条 2 （6） 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の <u>保護等</u> に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童	（定義） 第2条 2 （6） 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の <u>保護</u> に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

第2章 建設

（春日部市市営住宅条例の一部改正）

第2条 春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（入居者の資格） 第6条 （1） ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の <u>保護等</u> に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第	（入居者の資格） 第6条 （1） ケ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の <u>保護</u> に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1

1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。